

令和3年第2回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

6月14日（月曜日）

令和3年第2回甘楽町議会定例会会議録第2号

令和3年6月14日（月曜日）

議事日程 第2号

令和3年6月14日（月曜日）午後1時07分開議

- 日程第 1 議案第39号 令和3年度甘楽町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 議案第40号 甘楽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 3 議案第41号 甘楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 4 議案第42号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第43号 甘楽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤
強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 6 議案第44号 甘楽町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第45号 甘楽町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第46号 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第 9 議案第47号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第10 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第11 発議第 2号 甘楽町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度における国の負担割合の引き上げを
求める意見書（案）
- 日程第13 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第14 一般質問 第 1番 白石 豊 樹（不登校児童生徒の解消のために）
第 2番 白石 豊 樹（食物アレルギーを持つ児童生徒への
給食対応について）
第 3番 富岡 朝 男（交通安全施設の計画的な整備・補修
を）
第 4番 横尾 稔（押印廃止について）

第 5 番 山 田 邦 彦 (「コロナ」で困っている人への支援
を)

第 6 番 山 田 邦 彦 (「L G B T Q (+) 条例」の制定
を)

第 7 番 山 田 邦 彦 (平和行政の推進を)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	山田光男君	2番	堀口博君
3番	白石豊樹君	4番	吉田恭介君
5番	横尾稔君	6番	相川忠夫君
7番	金田倍視君	8番	黒澤篤君
9番	中野喜久勇君	10番	富岡朝男君
11番	山崎澄子君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	宇佐美智博君
総務課長	富田浩君	企画課長	田村昌徳君
健康課長	五十里比登志君	住民課長	岩崎佳孝君
産業課長	田中睦宏君	建設課長	小澤嗣生君
水道課長	高橋功君	学校教育課長	秋山勝重君
社会教育課長	齋藤文康君		

事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	岡本妙子
------	------	----	------

○開 議

午後 1 時 0 7 分開議

◇議長（中野喜久勇君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 議案第 3 9 号 令和 3 年度甘楽町一般会計補正予算（第 1 号）

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 1、議案第 3 9 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 議案第 4 0 号 甘楽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 2、議案第 4 0 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 3 議案第 4 1 号 甘楽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 3、議案第 4 1 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 議案第42号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第4、議案第42号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第43号 甘楽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第5、議案第43号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第44号 甘楽町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第6、議案第44号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第7 議案第45号 甘楽町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第7、議案第45号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第8 議案第46号 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第8、議案第46号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第9 議案第47号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第9、議案第47号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第10 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（中野喜久勇君） 日程第10、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告をお願いします。

◇総務文教常任委員長（山崎澄子君） 令和3年6月14日。甘楽町議会議長中野喜久勇様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長山崎澄子。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。1、開催日時。令和3年6月8日。午後1時37分。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、山崎澄子。副委員長、白石豊樹君。委員、堀口博君。委員、金田倍視君。委員、富岡朝男君。委員、山田邦彦君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、近藤秀夫君。総務課長、富田浩君。企画課長、田村昌徳君。住民課長、岩崎佳孝君。会計課長、宇佐美智博君。学校教育課長、秋山勝重君。社会教育課長、齋藤文康君。

6、審査の状況。

○陳情第2号 義務教育費国庫負担制度における国の負担割合の引き上げを求める意見書採択の陳情について。

義務教育費国庫負担制度では、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられている。教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を引き上げることが必要となる。

また、新型コロナウイルス感染症対策として学校の密集状況を緩和するためにも、35人以下学級の早期実施が必要であり、更に、30人以下学級の実現が必要である。

本陳情は、よく理解できるとの意見の一致をみた。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

◇議長（中野喜久勇君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

陳情第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第11 発議第2号 甘楽町議会会議規則の一部を改正する規則について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第11、発議第2号 甘楽町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

相川忠夫君、登壇して説明願います。

◇6番（相川忠夫君） 発議第2号。令和3年6月14日。甘楽町議会議長中野喜久勇様。提出者。議会議員、相川忠夫。賛成者。同、吉田恭介。同、山田光男。同、白石豊樹。同、富岡朝男。同、山崎澄子。

甘楽町議会会議規則の一部を改正する規則について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。提案理由。標準町村議会会議規則の改正にともなう改正のため。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第12 発議第3号 義務教育費国庫負担制度における国の負担割合の引き上げを
求める意見書（案）

◇議長（中野喜久勇君） 日程第12、発議第3号 義務教育費国庫負担制度における国の負担割合の引き上げを求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山崎澄子君、登壇して説明願います。

◇11番（山崎澄子君） 発議第3号。令和3年6月14日。甘楽町議会議長中野喜久勇様。提出者。議会議員、山崎澄子。賛成者。同、白石豊樹。同、堀口博。同、金田倍視。同、富岡朝男。同、山田邦彦。

義務教育費国庫負担制度における国の負担割合の引き上げを求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度における国の負担割合の引き上げを求める意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、ひとしく教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は国の責務です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。記。1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年6月14日。甘楽町議会議長中野喜久勇。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣あて。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第13 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第13、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

午後1時25分休憩

午後1時29分再開

○日程第14 一般質問

◇議長（中野喜久勇君） 日程第14、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問番号1及び2を議席3番白石豊樹君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇3番（白石豊樹君） それでは、質問させていただきます。「不登校児童生徒の解消の

ために」というタイトルです。

コロナ禍にあり、不登校の児童生徒の数が増えていると言われていています。甘楽町の実態は、過去3年間を比較していかがですか。また、今現在の甘楽町の不登校児童生徒数は何人ですか。

昨年12月の一般質問において、不登校児童生徒のための適応指導教室の設置についての町の考えをお聞きしたところ、富岡市の適応指導教室「よもぎ教室」に甘楽町の支援の必要な児童生徒が通えるように取り組んでいく、という回答でしたが、その後どうなっていますか。

令和2年度から6年度までの5カ年を計画期間とした「第2期甘楽町子ども・子育て支援計画」では、基本目標1に、「いきいきと子どもが生まれ育つまち」として、「全ての子どもがいきいきと輝いて成長できるまちづくりを目指します」としています。さらに、基本目標2では、「にこにこ子どもを育てるまち」で、「子どもを安心して生み育てることができるよう、きめ細やかな保育・子育て支援サービスを提供していくことにより」等々と述べられて、子育てに対する町行政の力強い取組を感じさせます。

しかしながら、「全ての子ども」という表現について細かく読んでみると、体の弱い子や特別に支援が必要な子、特に不登校に陥ってしまった子どもへの細かい配慮や対応についての説明が不十分なように思えます。また、不登校児童生徒の町外への区域外通学は、毎日となれば容易ではないことも考慮する必要を感じます。さらに、不登校になった本人の心的な苦痛や保護者の心境を考慮することは大変重要なことだと考えます。

上記の施策について、基本目標の達成を目指すならば、学校に行けない子どもについて、「富岡市のよもぎ教室のお世話になる」という判断の前に、施策の趣旨を十分に踏まえて、甘楽町で適応指導教室または教育支援センターを設置するようにはしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、適応指導教室または教育支援センターの目的は、単に学校復帰を目指すばかりではなくて、学校復帰ができない時期でも不登校児童生徒の学力の向上を図ることにあるという点を踏まえ、学習時間を確保するためになるべく早く設置する必要があると考えますが、いかがですか。

以上、1問目です。

続いて、2問目なんですけれども、「食物アレルギーを持つ児童生徒への給食対応について」質問させていただきます。

食物アレルギーを持つ子どもは近年増加しており、群馬県教育委員会によると、令和元年度の群馬県内の公立小中学校では9,935人で、全体の6.7%となっているということです。そして、学校給食におけるその対策として、原因となるアレルゲンが特定されている子どもについては、原因食品を除いた対応食を提供するなど、児童生徒の状況に応じた個別の対応を図っているとのこと。ただし、その対応は、市町村の規模によってまちまちであるとのこと。

2017年の群馬県教育委員会の調査によると、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、安中市、上野村、高山村、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の11市町村が原因食品に代わる食材を調理した「代替え食」を用意しているとのこと。また、2020年の資料によれば、その他に藤岡市、渋川市、富岡市においても実施されています。

甘楽町では、現在、食物アレルギーを持つ子どもは何人いますか。また、そのような児童生徒に対してどのように対応していますか。さらに、そのような食物アレルギーを持つ児童生徒への対応について、どのように考えているのか、今後の方向性も含めてお聞かせください。

以上、2点です。よろしく申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） それでは、白石豊樹議員の「不登校児童生徒の解消のために」のご質問にお答えします。

議員ご質問の趣旨は、町に適応指導教室の設置を求めるもので、昨年12月定例会でもご質問をいただきました。

不登校児童生徒への支援については、前回議員のご質問の中でご指摘をいただいたとおり、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを念頭に置き、一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、そして社会的自立へのリスクが生じてしまうこと。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがあることにも注意しながら、教育現場で組織的・計画的な支援を行っています。

議員が求める適応指導教室は、どうしても学校には行くことのできない児童生徒の居場所づくりと、学校へ復帰できるよう支援を行うための施設であることから、昨年12月議

会で答弁したとおり、町も設置に向けて取組を行っております。設置にあたっては、本議会で先程議決をいただきました、甘楽富岡地域定住自立圏の連携する取組の一つとして、富岡市勤労者会館の隣にある適応指導教室に甘楽町のこうした支援が必要な児童生徒が通えるようにいたします。

また、学校には来られても、普通教室に行くことのできない児童生徒の対応については、担任、養護教諭、心の教育相談員、スクールカウンセラーの学校関係者と当該児童生徒や保護者と話し合いながら、児童生徒に寄り添ったきめ細かな支援を今後も引き続き行っていきます。

適応指導教室の共同設置の進捗状況など、ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

次に、「食物アレルギーを持つ児童生徒への給食対応について」のご質問にお答えいたします。

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることです。そのためには、安全性を最優先にし、家庭、学校、給食センターや医師と相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って、組織的に対応することが不可欠であります。

学校給食での具体的な対応は、レベル1として、詳細な献立表による対応、レベル2として弁当対応、レベル3が除去食対応、そしてレベル4が代替食対応の4段階に分かれております。県内では、議員の通告書に挙げられた市町村がレベル3以上の対応を取っており、このうち桐生市、沼田市、渋川市、みなかみ町、川場村、昭和村でレベル4の代替食の対応を行っているようです。

現在、町ではレベル2までの対応となっておりますが、今後はレベル3以上の対応が行えるよう、安全性を最優先に体制を整備していきたいと考えています。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（秋山勝重君） 命により、初めに「不登校児童生徒の解消のために」のご質問にお答えをいたします。

まず、町の不登校の児童生徒の過去3年間の実態ですが、小学校で平成30年度は年間30日以上欠席した児童は1人、年間90日以上欠席した児童はございませんでした。令

和元年度は、年間30日以上欠席をした児童はおりませんでした。令和2年度は年間30日以上欠席した児童が5人、そのうち年間90日以上欠席した児童が1人おりました。次に、中学校では、平成30年度は年間30日以上欠席した生徒が4人、そのうち年間90日以上欠席した生徒が1人おりました。令和元年度は年間30日以上欠席した生徒が7人、そのうち年間90日以上欠席した生徒が2人おりました。令和2年度が年間30日以上欠席した生徒は4人で、そのうち年間90日以上欠席した生徒が1人おりました。

次に、今年度5月の不登校の状況ですが、小学校は月に5日欠席した児童が1人、月に7日欠席した児童が1人、月に13日欠席した児童が1人、全欠の児童はおりませんでした。次に、中学校ですが、月に10日欠席した生徒が1人、月に11日以上欠席した生徒が5人、全欠の生徒が1人おりました。

次に、適応指導教室の共同設置についての進捗状況でございます。富岡市勤労者会館の隣にあります適応指導教室を共同運営することで、富岡市と事務レベルでの合意が取れております。先程、甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について議決をいただきましたので、今後は費用負担やスタッフの手配、在籍する学校との連携協議などの事務手続を行い、今年度の3学期をめどに、甘楽町のこうした支援が必要な児童生徒の受入れを目指したいと考えております。

連携事業で共同設置することが、早期に効果が発揮でき、こうした支援が必要な児童生徒の不登校解消に繋がります。また、この連携事業が、定住自立圏構想の先進的な取組となり、甘楽富岡地域の住民福祉向上に寄与することになりますので、議員のご理解をいただき、ご協力とご支援をお願い申し上げます。

続いて、「食物アレルギーを持つ児童生徒への給食対応について」のご質問に、命によりお答えをいたします。

まず、現在、食物アレルギーがあり、給食対応が必要な子どもの人数ですが、保育園はおりません。幼稚園が1人で、全体の1.1%。小学校が19人で、全体の3.3%。中学校が9人で、全体の2.9%となっております。また、エピペンを処方されている子どもが、このうち4人おります。

次に、対応ですが、医師が作成するアレルギー疾患用の「学校生活管理指導表」を毎年入園・入学時及び指導内容に変更が生じた場合に、保護者から提出をしていただいております。この管理指導表には、アレルギーの有無、原因物質、緊急時の処方薬、あるいは原因物質に対する配慮事項や管理事項などが具体的に示されており、この指示に従い、給食

を取っていただいております。例えば、アレルギー原因物質の摂取は禁止、あるいは弁当持参などの指示が記載されております。この管理表につきましては、保護者、学校給食センターで情報を共有し、対策や協議に活用し、保護者が子どもを指導するための資料としても活用をしております。

教育長の答弁のように、現在、町ではレベル2までの対応を行っております。レベル1、詳細な献立表による情報提供については、保護者がアレルギー詳細献立表を確認し、本人に取り除く食品をよく理解させておくこと。また、この旨を学校担任に報告をして、学校でも担任をはじめ、他の職員も情報共有を行い、ダブルチェックを行っております。

レベル1の対応で十分でない場合には、レベル2、弁当の持参をいただいております。現在、毎日弁当を持参していただいている方はございませんが、アレルギー反応の食材が含まれている場合に弁当を持参しているお子さんが8人おります。

今後の給食対応については、教育長の答弁にあったように、レベル3以上の対応が行えるよう、安全性を最優先に体制を整備していきたいと考えていますので、ご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

質問番号1について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

白石議員。

◇3番（白石豊樹君） 質問に対する丁寧な答えをありがとうございました。

最初の質問の方の不登校の子どものことなんですけれども、結局甘楽町で適応指導教室はつくらずに、富岡市のものを共同で経営するといいますか、使わせてもらうということですね。それは分かりました。

私は、こういうものを、これ第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画という平成2年から行われているものなんですけど、これをよく読んでみたんですけども、これを読んでいきますと、甘楽町で「子どもは町の宝」だとかと言っているんですよね。町の宝物を自分のところで面倒見ないで富岡市にお願いしますというのは、どういうものかなという気がちょっとしたものですから、この質問をしつこくしていたんですよ。

甘楽町は、現在、適応指導教室とか、教育支援センターというのはありません。さっきも答弁していただきましたけど、人数はどんどん増えていますよね。人数増えているのに、自分のところで面倒見ないでお世話になっちゃうというのは、それは果たして先程提示した甘楽町の子ども・子育て支援事業計画の趣旨と合っているのかどうかというこ

となんです。

ちょっと聞いてみたいんですけども、質問です。富岡市のよもぎ教室に通わせてもらうことを考えているということに対して、不登校の子どもを持つ親の方々はどういうふう
に反応していますかね。その辺の様子をちょっとお聞かせください。

◇議長（中野喜久勇君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 現在は、不登校児童に対して、甘楽町ではまだ適応指導教室が
ございませんので、甘楽町の適応指導教室に通いますかとか、適応指導教室に行きますか
とかいうようなことは保護者とは話をしておりません。

それで、ただいまのお話のように、私の答弁でもあったように、この計画については今
日、議会でも議決を正式にいただきました。その中の教育分野として、以前からご提示を
させていただいて、ご協議をいただいて、それで今日、議決をさせていただきましたの
で、この後、それが順調に進めば、当然希望を聞き、あるいは希望はどのくらいあるの
か、そういう形でもそれを希望するのか、あるいはどうしてもそうではなくて甘楽町でな
ければ駄目なんだというような意見があるのか。今後、それは対象となった子どもへの指
導の中で聞くことになるかと思えます。現在では、そういうような話はまだしておりませ
ん。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目がありましたら、お願いします。

白石議員。

◇3番（白石豊樹君） 実は、私は不登校の子どもを持つ親の方から話を聞いたことがあ
るんですよ。そうしましたらば、「富岡市にはよもぎ教室というのがあるんだけど、甘楽
町にはないのかね。通うんだって、富岡市に通うのは容易じゃないでしょう。甘楽町だっ
たら歩いて行けるかもしれないけれども、必ず車で送んなきゃならない」ということを
言っていました。そして、それはそれで親がやるんだけれどもということだったんですけ
れども。「子どもを育てるなら甘楽町」と言っているならば、やっぱりそういう親の気持
ちとか、学校に行けなくなっちゃったという子どもを持つ親の気持ちというのは、並々な
らぬものがあるんですよ。そういう気持ち、この後、質問2つ目にも出てきますけど、自
分の子どもが病弱であるとか、食物アレルギーがあるとか、数の少ないそういう子どもを
持つ親の苦勞、そういうものを理解してあげないと、結局、少ないからしょうがないなど

いうことになっちゃう訳ですよ。それじゃ、かわいそうなんじゃないかなというふうに思うんですよ。その辺のところをよく考えていただけたらというふうに思うんですね。それでなければ、「子どもを育てるなら甘楽町」なんて言わない方がいいんじゃない。ちょっと過激な言い方をしましたけれども。そう言ったからには、やっぱりそれだけのことをやるということで。先程申しましたけど、群馬県には35の市町村があるんですよ。35の市町村があって、適応指導教室を持っているのは24市町村です。ということは、11持っていないんですよ。たったの11しか持っていないんですよ。例えば下仁田町には適応指導教室があるんですけど、下仁田町には不登校の子が去年の段階ではいませんでした。けれども、あるんですよ。甘楽町、先程聞きましたらば、たくさんいるじゃないですか。だけど、ない。この辺のところをよく考えていただけたらと思います。

これは、今後は検討していただくというふうをお願いしたいんですけども、もう富岡市にそういうふうをお願いしちゃったということなんですよ。先ほど、計画表を見せてもらった時には、そんなような細かいことを、実際に富岡市の方にもお願いするというような形になっていってることは、先程の議会の提案書の中には、細かいことが書いてなかったものですから、私、手を挙げて賛成しましたけど。もし、そういうふうに細かいと、富岡市の教育委員会の方に不登校の子どもまで任せてしまうんだとかいうのであるならば、ちょっと考えものだなというふうに思うんです。その辺のことについては、もうこれは決まったことであるので仕方がないんですけども、この後変えるような気持ちというのはありませんか。

◇教育長（近藤秀夫君） 12月、それから先程も答弁をしたんですけど、その12月の答弁の前からも、教育部門、あらゆるところでの連携の模索をしている中で、何度か議会にも出させていただいた中に載せてございました。そして、それにのっって今回の議決をいただくために、事務方ではそういう進め方をしておりましたので、今現在では、この適応指導教室の連携をした共同の設置を進めていくということは、今日の議決にのっって、進めさせていただきたいと私は思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号1が終了いたしました。

質問番号2について、2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

白石議員。

◇3番（白石豊樹君） 今の質問は、もう決めちゃったことはしようがないと思うんですけど、さらに2番目の方で付け加えさせてもらいますけど、質問の趣旨は両方とも同じで

す。なぜかという、趣旨は、「子どもを育てるなら甘楽町」と言うのならば細かいことについても、一々大変なことかもしれないけれども、よくその辺のところまで小さいことまで面倒を考えてあげましょうというのが、趣旨じゃないかなということを理解してもらいたいというのが、私の言いたかったことです。

この21ページには、「子どもたちを、家庭や地域におけるかけがえのない存在である」と、「子どもたちは町の宝である」と、こういうふうに言っているんですね。これでは。宝なんだから、宝物らしくした方がいいんじゃないかなと思うんですけどね。

さて、そこで質問です。食物アレルギーの子どもの給食のことですけれども、給食のことは分かりました。給食のことについては、これから対応していくということですよ。できれば、早い段階で自分の町の子どもたちに対しても、適応する、そういう食事は作れるようなそういうシステムを早くつくっていただいて、親が対応食を作らなくても、弁当を持たせなくてもいいように、なるべく早くしていただけたらというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

その辺の考え方、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 先程の課長の答弁、あるいはその前の私の方の答弁にもございましたように、今後は、現在レベル2の対応で行っておるのを、3、4を目指して、体制を整えていきたいと、整えていくつもりで、その方向で考えておるといふ答弁のとおりで考えていきたいと、進んでいきたいと思っております。よろしいでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 白石議員。

◇3番（白石豊樹君） 最後に、困ったことは、皆、富岡市にお願いするんじゃないで、なるべく子どものことについては、自分のところで頑張ってやっていこうという、そういう姿勢を持っていただきたいというようなことをお願いして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号2が終了いたしました。

次に、質問番号3を議席10番富岡朝男君、登壇の上、質問を願います。

◇10番（富岡朝男君） 私は、「交通安全施設の計画的な整備・補修を」について、質問させていただきます。

交通事故のない安心安全な町、誰もが交通事故に遭わずに安心して通行ができる道路が求められています。そのためには、計画的な道路の整備、外側線、センターライン、ドッ

トライン、停止線等の交通安全施設の設置や補修が必要と考えます。

特に、子どもたちが通学に使用する通学路の整備や補修は重要であると思います。近年は、PTA、小学校、行政等で通学路の点検を実施し、かなり改善が図られてきていますが、子どもたちが交通事故に遭わないためには、さらなる通学路における交通安全施設の計画的な整備、補修が必要と考え、質問いたします。

1として、各小学校における通学路及び登校班の数は。

2として、通学路の外側線等のラインの整備状況はどうでしょうか。

3として、町内における通学路の県や公安委員会の交通安全施設の補修の状況を分かる範囲でご答弁をいただきたい。

4として、計画的な整備・補修の考え方はどうでしょうか。

質問とさせていただきます。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 富岡議員から、交通安全施設の計画的な整備そして補修についてのご質問をいただきました。

ご案内のとおり、町では通学路交通安全プログラムを策定し、児童生徒が安全に通学できるよう通学用道路の安全確保を図っておるところであります。

しかし、交通事故はゼロにはならず、登下校時における交通事故は、毎年2件前後は発生している状況であります。

議員のおっしゃるとおりでありまして、通学用道路における交通安全施設の計画的な整備、そして補修は必須の事業と考えておりますので、土木事務所や警察等の関係機関と連携し、交通事故のない安全で安心なまちづくりに努めて参ります。

ご質問いただきました詳細につきましては、この後、担当の学校教育そして建設課長からお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（秋山勝重君） 命により、お答えいたします。

最初に、各小学校における通学路及び登校班の数についてでございますが、小幡小学校が27の登校班、18の通学路、福島小学校が24の登校班で、16の通学路、新屋小学校が39の登校班で、17の通学路となっております。

中学校につきましては、特に通学路についてのご指定はしておりません。

次に、整備・補修の実施状況について、過去5年間の交通安全プログラムで上げられた危険箇所の実施状況をご報告いたします。

外側線の補修5カ所、グリーンベルトの新設2カ所、横断歩道の補修・新設・移設6カ所、止まれ文字の補修4カ所、路面標示の補修・新設7カ所、道路側溝の蓋の新設2カ所、通学路脇の樹木の整備2カ所、横断歩道滞留所の整備1カ所、高速道路BOX内照明の補修2カ所、ガードパイプの新設1カ所の整備・補修等を実施しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 建設課長。

◇建設課長（小澤嗣生君） 命により、お答えをいたします。

4番目の「計画的な整備・補修の考え方」につきましては、道路整備、区画線の更新など、児童生徒の安全を第一に考え、交通安全プログラムで上げられた箇所の対策を優先して実施していくことで考えております。

これ以外の箇所につきましても、道路整備については補助金や交付金事業での実施を念頭に置きながら、策定中の総合計画に盛り込んで整備を進めて参ります。

また、区画線の更新におきましては、交通規制に係わるものは公安委員会の所管になりますので、現地調査を行った上で、富岡警察署と調整を行い、実施して参ります。

最近の区画線更新では、新屋小学校から白倉研修センターまでの間、旧JA新屋支所の東、北原住宅団地周辺や役場南のコンビニ西から下井橋の間など、随時施工しております。

今後におきましても、総合計画に掲載された事業の実施と交通安全プログラムや行政区からの要望箇所を確認し、緊急度合いを判断しながら取り組んで参りますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

富岡議員。

◇10番（富岡朝男君） 答弁の内容で、大体は理解させていただきました。

通学路また登校班も、相当数あります。小学校の子ども、ほとんど通学路を歩いて通学しているんだと思います。600何人でしょうか、いらっしゃいます。

この間の12日の上毛新聞で、道路横断は手を挙げてというので、今度は交通教則が43年ぶりに変わって、また手を挙げて横断するとかいうのがありました。

その中の表の中に、交通事故の死亡事故で一番多いのは歩行者だというのが、もう何年来ずっと続いています。これを見ますと、やっぱり歩行者は交通事故に遭って死亡する率が高いんだなというふうに思いました。そのような状況ですから、もちろん今回は通学路を質問の内容とさせていただきます。子どもたちが毎日登校したり下校したりする道路です。

先程、細かくいろいろ数字を言っていたので、大まかは分かったんですが、特に私が町内全般を見て、やっぱり福島地区がグリーンベルトというんですかね。グリーンラインですかね。グリーンベルトというふうにいるのかな。ラインというのかな。あれが非常によく整備されていて、福島はもう小学校を中心に通学路のほとんどがグリーンラインが引かれています。非常に通っていて、気をつけなくちゃいけないなというのが感じられます。

その次に、私が通っていて多いのが、白倉22区、23区。非常に区長さんに大ごととしていただいて、22区は非常にきれいになって、グリーンベルトがあります。非常に安全性が図られているなというふうに思いました。振り返ってみて、地元の小幡地区に行きました。何か少しラインが消えていたり、薄くなったりというところが多くて、これらは学校を中心にして、少し計画的にだんだんそばに行くような形で整備して、グリーンラインを増やして行って欲しいなど、非常に思いました。そうすると、子どもたちがそのラインの上を、ラインが引けない所も実はあるのかなと思いますけれども、できればなるべく引いていただいて、子どもたちが安全に通学ができる、帰宅ができるというふうにしていただきたいなと思いましたので、その辺をぜひともお考えいただきたい。近年では、国峰からの通学路が、非常に紅葉山とかきれいになりました。安心して子どもたちが通れる道路かなと思います。ぜひとも、今後もそういうふうな形でしていただきたいと思います。

2番目の質問とすれば、グリーンラインをぜひ各小学校を中心に進めていただきたい。それをどういうふうにお考えいただいているか、お聞かせいただければと思います。

それと、プログラムに沿ってやっていくことですが、来年から新しい新総合計画も始まります。その中に、細かい部分は入れなくもいいですから、そういう通学路についての整備というものを、ぜひとも計画的に全期でやれるぐらいの計画でもいいかと思うんですけれども、入れてみたらどうかなと思います。その辺についても、質問とさせていただきます。

だきたいと思います。

それと、県の関係とか公安委員会。県の関係、かなり県道は整備されてきて、きれいになっていますけれども。公安委員会の関係は特に「止まれ」がどうも消えているところとか、停止線が消えているところ、非常に目立ってきました。ぜひとも町が代わってやればいいんでしょうけど、もしやれないようであれば、県なり警察なり公安委員会なりに要望して、それらをやって欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

2回目の質問とさせていただきます。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） ご質問いただきました。先程お答えし、職員もお答えいたしましたけれども、やっぱり子どもたちは、これから町を担う子どもたちでありますから、交通事故に遭わないように取り組むことは喫緊の課題であろうというふうに思っております。特に、道路標示等が薄くなったり、落ちたりしているところがあるというようなご質問もいただきました。できる限り、そういうことのないように、子どもたちの通学路の安全確保にこれからしっかりと努めて参りたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 富岡議員。

◇10番（富岡朝男君） では、3回目ですけれども、計画的にということでも聞きましたので、プログラムに沿ってやるのはいいですけれども、総合計画にもぜひ町の一番重要な政策を載せる場所ですから、そこへもぜひ載せていただきたいと思います。どうでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 総合計画は、ご存じのように、今、若い職員を中心に鋭意取り組んでおり、そして多くの皆さんと意見を伺いながら進めている最中でもあります。今のご意見は、それぞれの担当の職員にもしっかりと伝えて、総合計画の中でも子どもたちの安全は優先するということについては、しっかりと書き留めて、そして実施に向けて進んでいければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◇10番（富岡朝男君） 了解しました。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、富岡朝男君の質問が終了しました。

次に、質問番号4を議席5番横尾稔君、登壇の上、質問を願います。

◇5番（横尾 稔君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまし

て、「押印廃止について」質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染で感染者が増加する中、感染リスクを回避するため、外出自粛による人との接触機会を減らすなど、多くの我慢を強いられています。

町では、6月1日より、国や県の法律や規則を根拠とするものを除き、押印を基本的に廃止することのようですが、手続事務の効率化や町民サービス向上に繋がるものと、大いに期待します。

町民が809件もの押印廃止に伴い、不安な面もあると思われれます。丁寧な説明が必要と思いますが、いかがですか。

今後は、書面の電子化が進むと考えられますが、町としての考えをお聞かせください。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 横尾稔議員の「押印の廃止について」のご質問にお答えをいたします。

押印の見直しにつきましては、本年4月の議会全員協議会で報告をさせていただきましたけれども、国の取組の考え方をベースにして、本年1月の課長会議において、見直しに関する意思統一を図り、行政改革推進本部を設置して取り組んでいくことが決定されたところであります。

まず初めに、行政改革推進本部で、見直しの基準となる「押印見直し方針」、これを決定いたしまして、その下部組織であります専門委員会の委員を中心に、押印を必要とする行政手続の実態を把握して、押印の見直しについて検討してきたところであります。

多くの手続において廃止となるため、町民の皆さんが不安になる面があるのではないかとご指摘ですが、押印を廃止した手続は、いわゆる認印を押印するものであり、認印については、国会答弁においても、「認印は個人の認証としての効力は乏しい」との見解が示されております。また、本人確認が必要な場合は、署名や個人を証明することのできるマイナンバーカードや運転免許証の提示を求めますので、特に問題はないかと考えております。

次に、書面の電子化につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 命によりお答えいたします。

書面の電子化に対する考えについて、お答えいたします。

令和2年12月、総務省は、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定いたしました。デジタル技術を用いて、住民の利便性の向上や自治体業務の効率化を一層進めていくのが狙いです。

その中の重点項目に「自治体の行政手続のオンライン化」が盛り込まれております。現在、普及を推進しておりますマイナンバーカードを用いて、オンライン手続を可能にするというものです。

町では、今年2月に町長を本部長とする甘楽町デジタルトランスフォーメーション推進本部を立ち上げました。4月には、20代から30代前半の主事クラスをメンバーとする専門委員会も立ち上げましたので、これから調査や研究を進めながら、準備が整った分野からデジタル化に取り組んで参りたいと考えております。

また、メールでの申請書の提出は、各担当課で検討し、可能なものから進めて参りますので、ご理解をお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） 押印についての形式化しているものに対しては、そのような廃止という形が取られたという理解をしました。

また、特にデジタル化に関しては、県の方針でも2025年をめどに非常にインパクトのある国内最先端のクラス、デジタル県を目指すという推進計画まで発表されています。この4、5年の間にかなりの電子化、デジタル化が進むと考えられます。特に、そのスピードに関して人材なりシステムなりの構築が必要かと思われませんが、その辺、どうでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 確かに、県は、今、デジタルの推進県を目指すという非常に力強い知事の進め方がございます。それについていかざるを得ないのが、国、県、そして町村もそのとおりだというふうに思っております。できる限り、それらの人材を育成しながら、そしてデジタル化によってまた反対に取り残される人がいないように、その辺のどこ

ろもしっかり進めることが必要だろうというふうに思っております。全てがデジタルになったから、全部スマホなりパソコンでやってくださいよと、もうおばさん来なくていいですよと、そういうものでなくて、一定程度の取組も残しながら、取り残される人のないような取組を進めることが必要だろうと思っております。

しかし、このようなデジタル庁もできるというような中でありますから、しっかりとデジタル化に取り残されないような取組もしっかりしていくことが必要だというふうに考えております。よろしくお願いたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） 今、言われたように、デジタル化の一丁目一番地が押印廃止だという見出しもありました。非常に興味深く見ていたんですけども、もっと興味深いのが、書かない窓口導入というので、埼玉県の深谷市が紹介されていました。これは、去年の7月の新庁舎オープンに伴い、書かない窓口というのを設置したそうです。これは、市民の負担軽減というものが目的ではありますが、手続の簡素化や、待ち時間の短縮、そういうものが住民サービスの充実に繋がるのだという形で、現に実施されている行政です。特に、ここで注目したいのが、今まで市民が申請書などを提出した時に、いわゆる記載台がなくなり、そこでの窓口の事務員の人がいないで済むという。案内役がいないで済むという形のものを取っているそうです。特に、この形で変わったのが、窓口の職員が直接申請者の言葉に対して、パソコンで入力し、打ち出したものを、間違いがなければ、署名だけで済ませるというシステムだそうです。独自のシステムも開発されているようですが、北海道の北見市で一番最初に導入されていて、深谷市がそのシステムをまねたというか、プラスアルファで独自にやったという形で出ていましたけれども。本来、こういうものがまねができたり、こういうものをたたき台にする形によって、非常に職員側の事務作業に係る時間の短縮なり、住民サービスに繋がると思いますので、まずこの深谷市の件に対して、どのように思いますか。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） そういった事例をこれから研究して調査して、良いところを取り組んでいく。今の制度自体が、もう5年経てば古い制度になってしまう可能性もありますので、それらを研究していくために、このデジタルトランスフォーメーション推進本

部を立ち上げましたので、そこで研究していきたいと考えております。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、横尾稔議員の質問が終了しました。

次に、質問番号5、6及び7を議席番号12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「コロナで困っている人への支援を」「LGBTQ（＋）条例の制定を」、そして「平和行政の推進を」をテーマに質問させていただきます。

まず、「コロナで困っている人への支援を」についてですが、引き続いてコロナ禍が猛威を振るっています。軽症なので自宅待機をしていた人が亡くなったり、救急車の受入れができなくて手後れになり命を落としたり、医療がひっ迫している状態も続いています。

私は、今のような自粛要請頼みでは、感染拡大を防げないと思っています。

人々の行動を規制する要請をするなら、補償とセットで行うべきです。コロナによって影響した人全てに補償をすることが必要だと思います。

私も、かつて所属をしていましたが、民主青年同盟というのがあります。今、全国でこのメンバーが中心になり行っている「まんぷくプロジェクト」あるいは「もってけ市」などが大変喜ばれて、賑わっています。

これは、甘楽町が昨年行った大学生支援、これが始まりではないかと思っています。いまだに大学生は窮地に陥っていますので、ぜひ昨年同様援助をと思いますが、いかがでしょうか。

また、コロナ禍でも住民の皆さんのいろいろな活動を止めてしまっただけではいけないと思います。今こそ社会教育団体制度をつくり、活動を援助する。このことが大事ではないでしょうか。近隣の自治体の中には、公民館など全面閉館のところも多々あります。幸い、甘楽町はそこまでにはなっていません。こんな時だからこそ、社会教育団体制度をつくり、活動を援助することが必要だと思います。

そこで、2回目の特別定額給付金と持続化給付金、この支給を国や県に求めてはいかがでしょうか。もし、行わなければ、町が行うことも可能だと思います。財源は、今年の3月の補正で2億円以上の財源ができていますので、それを基にすれば十分可能です。

また、大学生に対する支援を昨年同様行ってはいかがでしょうか。もし、高校生でも町外で頑張っている人がいらっしゃれば、同じように支援することが望ましいと思います。

3番目には、社会教育団体制度をつかって、活動を援助する。

その他、町のプランなどありましたら、伺います。

次に、「LGBTQ（+）条例の制定を」について、伺います。

今、世界では、LGBTQ（+）の人たちがどんどん認められ、いろいろな場面で活躍の場を拡大させています。今や、ジェンダーフリー、パートナーシップ制度、あるいは宣言などは、ポピュラーになりつつあります。

しかし、行政の面では認知をされず、いわゆる市民権がないので、その立場を隠してずっと苦しみながら暮らしたり、社会的に不利益を被っていることがしばしば報道されています。アパートを借りることができなかつたり、パートナーが病院にかかっても、その説明が得られないなど、いろいろな不利益があるようです。これは、国がきちんとした法律をつくって、LGBTQ（+）の立場をきちんと認め、暮らしたり活躍したりできるようにするべきだと思いますが、そうになっていませんので、地方からのルールづくりが行われているのだと思います。

ぜひ、町でも条例などをつくり、こういう人たちが安心して暮らせる環境をつくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

最後に、「平和行政の推進を」について、伺います。

日頃から町を挙げた核兵器禁止に向けての取組など、心から敬意を表します。

世界中の核兵器廃絶を願う人々と、長い間差別や偏見、病気などに苦しみながら、生きているうちに核兵器をなくしたいと願った被爆者の皆さんの願いが通じたものと思います。

これからは、実際に核兵器をなくすことが必要です。そのためのアクションを起こさないと、なかなか現実となりません。

町長は、以前から「今後は、1人の首長の要望では非常に弱い部分がありますので、平和首長会議の一員として、平和首長会議行動計画に沿って、町としてできる範囲で、核兵器のない世界の実現に努力をしていきたいと強く考えております」と発言されています。大変頼もしい発言です。

そこで、今年の8月2日から9日に、全世界各地で行うピースウエーブという行動があります。その中身は、核兵器禁止条約への参加を政府に求める署名にサインをすること、それを呼びかけること、被爆者の証言を聞くこと、8月6日と9日に黙祷をすること、スタンディングでいろいろな情報を知らせること、また反核メッセージをツイートする、原

爆展に参加をする、原爆展を開催する、玄関に折り鶴を飾る、そしてお寺や教会の鐘をつくことなどが提挙されています。このピースウェーブの行動に参加をしてみたいかでしょうか。

また、町独自の取組として、非核宣言の町のうちわを作成したり、モニュメントを設置することなど、実施をして欲しいとこれまでも提案をして参りましたが、その後の経過はどうなっているでしょうか。

そのほかのプランなど、町独自のプランなどがありましたら、考えを伺います。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

質問番号5、6及び7について、一括答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田議員から3つの質問をいただきました。

最初に、「コロナで困っている人への支援を」についてのご質問にまずお答えをしたいと思います。

町では、昨年4月から新型コロナウイルス感染症対策に取り組んで参りました。年度当初は、感染防止とステイホーム対策を中心に取り組み、その後は年度末まで経済対策を重点的に行ってきました。

国の地方創生臨時交付金も活用いたしましたが、これにこだわらず、年度当初から財政調整基金を可能な限り投入し、既存事業の中止や見直しによる財源も捻出し、町民生活への支援に取り組んで参りました。

その結果、去る3月議会でご報告いたしましたように、令和2年度中に町が実施してきた新型コロナウイルス感染症対策事業は、幅広い分野の102の事業で、事業総額は6億3,000万円、経済波及規模は7億円を超えます。一般財源は1億円を超える金額を投入して参りました。

議員ご指摘のとおり、3月補正では、結果的には財政調整基金を使わずに済みましたが、財政的に余裕があるものではありません。

例えば、令和元年度の決算で見ますと、財政調整基金残高の住民基本台帳人口1人当たりの金額は、甘楽町は11万3,294円、県内23の町村の中、19位で、かなり少ない金額となっています。昨年同様に、特別定額給付金を1人10万円給付すると、まさに財政調整基金が枯渇するような状態となります。

議員のご意見にもありますように、新型コロナは国難でありますので、国の責任において支援をしていただくべきものと考えております。全国町村会でも、折に触れて国に要望しておりますが、引き続き要望して参ります。

次に、大学生に対する支援でありますけれども、昨年度は、「甘楽町ふるさと甘楽仕送り便」として、7月と11月に2回の発送をいたしました。町内で製造・生産されている食品を詰め合わせて、学生の居住地に送付いたしました。発送数は229件で、事業費として約150万円でありました。仕送り便を受け取った学生の皆様から多くの感謝の手紙を頂いております。学生生活の支援、そしてふるさとのPR、地元の産業支援と効果は大きい取組でありますので、今年度につきましても実施の方向で本事業を進めたいと考えております。

また、対象者の拡充として、山田議員のおっしゃるとおり、高校生のアパート暮らしなど、親元を離れて生活する場合にも該当するように変更したいと考えております。

次に、社会教育団体をつくり、登録団体を支援することが必要とのご質問でありますけれども、この件は平成29年3月議会でも、社会教育団体制度の導入についてのご質問をいただいております。

それを踏まえまして、平成29年6月に、公民館運営審議会で審議を行いました。が、「富岡・甘楽周辺と合わせるべき」「受益者負担は当然」などの発言があり、意見の統一までいくことができず、制度の導入に至っていない状況となっております。

町には、文化協会での学習・文化・芸術・音楽等の活動を行う団体が、令和2年度には52団体あり、会員総数で538名の方が加入しており、様々な活動を行っていただいております。また、令和2年度では、文化協会には18万円の補助を行っております。

そして、コロナ禍で公民館使用について各団体にご迷惑をかけているところでありますが、令和2年6月より、どの部屋を使用しても一律200円での利用料となっており、コロナ対策による支援となっているところであります。

現在のところ、社会教育団体制度はつくられておりませんが、活動が鈍るような状況にはなっていないと思っております。

これからも、文化・スポーツなどの活動を通して、地域文化の向上、スポーツの振興に繋がるよう社会教育活動を行っていきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

最後に、その他のプランについてのお尋ねでありますけれども、今議会に上程した一般

会計補正予算では、町単独事業として、営業時間短縮要請に応じている飲食店や、その影響を受けている酒店への支援金を計上いたしました。

また、国の事業ではありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得者の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を給付いたします。

さらに、特別会計では、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度から一定程度収入が減少するなどの一定の条件を満たした方々に対して、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免を実施いたします。

今後も、情勢に応じて補正予算や予備費を活用し、迅速に住民生活の支援に取り組みたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番目の「LGBTQ（+）条例の制定を」についてのご質問にお答えいたします。

私は、町民の皆様が安全で安心して生活できることを、町政推進の基本と考えております。性的少数者ということで、自分のことを理解されないのでは、また社会的な不利益を受けるのではないかと、不安を感じている人がいるとすれば、その不安を取り除く必要があります。全ての人がお互いに多様性を認め合い、共生し、人権を尊重する社会でなければなりません。

性的少数者の人たちが安心して暮らせるために、国の法整備が進まないのも、町で条例をつくってはどうかということですが、県や県内市町村の動向を見ながら検討していく所存であります。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、最後に「平和行政の推進について」のご質問にお答えをいたします。

平和行政の推進については、平成8年12月19日に、非核宣言をして以来、平成22年4月には平和首長会議に加盟して、その行動計画に沿って、町としての取組を実施しているところであります。

これまでの実績は、甘楽中の校庭に被爆二世のアオギリを植樹、総合学習の時間で戦争体験者に話をいただいたり、広島市長・長崎市長からの要請より、ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に協力してきたところであります。

ご指摘の町独自の取組として、うちわの作成は、昨年、夏祭りに配布するうちわを活用

することを計画していましたが、新型コロナウイルス感染症のため中止となり、実施できませんでした。モニュメントについては、設置する予定はございません。

これから実施する事業としては、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動について、町ホームページやメールマガジン等で周知するとともに、職員へも署名を呼びかけたいと考えております。

現行の、平和首長会議の「核兵器廃絶のための緊急行動（2020ビジョン）」は、2020年度末で終了し、次期ビジョンが今年の8月までに策定される見込みでありますので、今後もビジョンに沿って平和を推進する事業を実施して参りますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 「LGBTQ（+）条例の制定を」について、命によりお答えいたします。

現在、県内でパートナーシップ宣誓制度を制度化している団体は、群馬県、大泉町、渋川市、安中市です。パートナーシップ宣誓書受領カードの取得により、県営住宅や市町村営住宅の入居申込みが可能となり、また医療機関における面会等の際に利用できるようになります。

このたび、甘楽町の町営住宅にも申込みができるように県に対して申請を行ったところですので、今後は県のパートナーシップ宣誓制度を利用すれば、町の町営住宅に申し込みできるようになりました。

また、先進団体では、パートナーシップ制度の内容に自治体ごとに差異があるとして、東京都内では自治体で連携して、制度の改善、相互利用を目指すネットワークが発足しております。最終的には、すべての自治体で同じサービスが受けられるような制度となることが望まれています。

次に、条例制定にあたっては、町行政のみならず、人権対策審議会をはじめ、議会など関係する団体や個人により協議してもらう必要があると考えております。また、性的少数者の当事者から直接話を聞くことも必要なのではないかと考えております。

今後、国の法制化、県や県内市町村の動向により検討して参りますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、質問番号5の①なんですけれども、折に触れて要望されているということなので、ぜひ実現するまで粘り強く要望していただきたいと思えます。その中でも、今の政権を見ていますと、オリンピックが最優先のようなので、すぐにこういうふうな話が伝わるというか、実現できるというか、そういうふうに私、個人的にはちょっと思わないものですから、ぜひ先ほどのフルバージョンというんでしょうかね。1人当たり10万円とかというのだと、町長が言われるように、財政的に枯渇はしないんでしょうけど、ダメージが大き過ぎると思いますので、その辺りは柔軟に考えていただいて、個人ですとか、商店ですとか、とにかくここでは言い表せないぐらい困っている部分がありますので、検討していただいて、実現をしていただければと思います。

去年の4月から、いろいろな対策をきめ細かく考えていただいて、それを他の市町村に先駆けて甘楽町がしていただいたということで、この間の何回かの会議でも言わせていただいたんですけど、鼻が高いという言い方すると変なんですけど、こんなことをやったらいかがでしょうか、こういうことを求められているんじゃないんでしょうかみたいなのを町長に直談判しようと思うと、もうそれはやる予定になっていますというのが何回もあったものですから、ぜひそういう形でのリーダーシップを取っていただいて、今後も頑張っていたいただければと思います。

②はまた引き続き今年度も行う予定だということなので、期待して待っています。

先程紹介した、民主青年同盟のメンバーが中心でやっているところが、この近くだと高崎経済大学の学生さんに援助というか、するんですね。今度5回目、ちょうど明後日がその日なんですけど、最初は30分ぐらいやっていたら、50～60人の人が来てくれて、それでも食材が余ったんですね。あまり要望がないかななんて個人的には思ったんですけど、最近だと5分ぐらいで100人以上が来てしまって、食材が足りなくなってしまうりしているんです。ですから、本当にアルバイトができない、仕送りもなかなか充実してくれないということで、こんなに要望があるのかということで、県内ではそれ以外に前橋市と桐生市で同じような取組をしています。ぜひ、その取組に負けないような形での応援を期待していますので、よろしくをお願いします。

これは、①と②は了解しました。

③なんですけれども、こんな時だからこそというのをこのコロナ禍ではいろんな人がい

ろんな時に使って、私も使わせてもらっているんですけど、いろいろな相談がしづらくなっているんですね。何人以上入っちゃいけないとか、相談するのに例えば時間をかけちゃいけないとかということで、それだけで随分みんなが集まって相談するということが下火になってしまっていると思うんです。

そこで、伺いたいと思うんですけども、去年から見てとか、一昨年から見てということじゃなくて、公民館を利活用する時に、お金を受益者負担ということで始めてから、もう随分時間が経っていると思うんですけど、その前から比べてどういうふうな状況だったかというのがわかれば。これは急に今日伺っているのも、後日でもいいんですけど。そういうふうな、先程52団体で538名の方とありましたが、その辺りの貸館の頻度というんでしょうかね。そういうのも、総理じゃないんですけど、総合的・俯瞰的に見ないと、この1、2年で推移がどうなったかというのじゃなくて、やっぱり見ていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 団体等の数値を少し前に遡って検討をというような話をいただきました。確かに、ここにきてかなりのコロナで人が集まるなというような状況の中でありますから、なかなか大変なところであろうと思いますけれども、その辺のところは、もう一度戻りまして、今後の検討として社会教育団体に対する取組、その辺のところを資料をそろえながら検討して参りたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） ぜひ、その際に、先程も、前回も同じように答えられたんですけど、審議会の中で議論していただく、そうすると結論がそういう形で出てこないという話が繰り返されている訳なんですけど、ぜひ町主導で、町長のリーダーシップでやっぱり文化とか支える必要があると思うんですよね。ぜひそういう観点でリーダーシップを取って、援助するようにすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 町がリーダーシップを取ってという話がありましたけれども、やはりでも社会教育委員さんではありませんけれども、条例で定められた人たちがおる訳でありますから、一定程度の意見は聞きながら取り組むことが必要だというふうに思っておりますので、その辺のところはお互いの意見を出し合いながら検討していきたいというふうに思っております。お願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号5が終了いたしました。

続いて、質問番号6について、2回目の質問があったらお願いいたします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 町営住宅とかの状況は分かりました。本当は細かいのを伺おうかななんて思ったんですけど、先に答えていただいて、ありがとうございます。

それと、LGBTQ（+）について、資料の一番最後に参考資料を付けさせていただいたんですが、これを見ても私みたいに古い人間ですと、全部が全部理解し切れないんですけど、要するに100%男性、100%女性という人間の性というんでしょうか、生物の性そのものが、何かそういうふうになっていないようで。例えば富士山みたいに頂上があって、一番上が例えば女性だとすると、一番下の辺が男性だとして、グラデーションというんでしょうか。割合が少しずつ変わって行って成り立っているんだというのがこの頃の見解のようです。

その中で、LとかGとか、いろんなネーミングができてしまったんですけど、要するに先程町長や課長がおっしゃったように、一人ひとりを大事にする。一人ひとりが全員が要するに安心安全に暮らせて幸福な気持ちになるようなことにならないと、ちゃんとしたまちづくりにならない。その中で、条例がいろいろな市町村でこの頃つくられているんですけども、やっぱりそれは理念だけで話をしても、それぞれの対象になる人というのは、自分から声を出せない人なんですね。ですから、さっき課長が直接話を聞いて検討するみたいな話もあったんですけど、いわゆるその言葉が正しいかどうか分からないんですけど、カミングアウトをしている人がいらっしゃれば、その人の気持ちを伺ったりとか、いろんなところに活かしたりというのはできるかと思うんですけど、それもやっぱりさっき言いましたけど、グラデーションなので、どこのうちにいるかということで、いろんな意味で公認した方がいいのよというのは、その人自身では言えないようなことになると思うんですよね。条例とかというのは、そういうふうな全国的あるいは全世界でそういうふうな人たちがいらっしゃる訳なので、個々に誰かを呼んできて話をしなくても、それはそれで済むかなと思うんです。

ですから、そこにこだわらずに、ぜひ先程の審議会もそうですし、他のいろんな団体ですとか、直接そういう人たちと関わっているかどうかと関係なしに、いろんな人の意見を聞きながらつくれば、そんなに難しくないと思うんですね。

そういう中で、条例をつくるためには、情報とか学習とかというのが必要だと思うの

で、ぜひ例えば図書館に関係するような図書をたくさん仕入れて、町中のみんなでそれを共有するといいますか、勉強するといいますか、理解するといいますか、そういうことも必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先程来、申し上げましたけれども、やっぱり世の中いろんな人がおられますから、それぞれの人がお互いに人権を尊重し合う、その社会が必要だというふうに思っております。人権を尊重し合うということは、みんなが尊重し合う訳でありますから、例えば条例のある町へ行ったら、私たちは非常に守られている。でも、条例のない町へ行ったら、また違った面で見られると。そういうことがあっては、お互いを尊重し合う世の中はできていかない訳でありますから。私はかねがね思っておるんですけれども、これはやっぱり国がある程度の施策として、もうこういう世の中で、このように人権を尊重し合っていくんだという大きな決まりをつくって、そして例えば東京にいても、群馬にいても、甘楽町にいても、大泉にいても、どこにいても同じだと。同じように人権が尊重される社会であるということが必要だというふうに思っております。

そういう取組に向けて、町もできるだけ勉強しながら、今、議員がおっしゃいますように、いろんな勉強をしながらしっかりと取り組んで参りたいと思っております。

以上です。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（中野喜久勇君） それでは、答弁が終了しました。

質問番号7番について、2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） この件に関しますと、ほとんど町長の意見と同じなので、そんなにしつこく話をしなくてもいいかなと思うんですが。それにしましても、①のところで、ピースウエーブというのが世界中のあちこちで行われる予定なのです。それで、2020ビジョンというのは、8月に改訂で、今は休んでいる訳じゃなくて、次のプランができるまでは2020ビジョンを引き続いてやりましょうというのが、首長会議の趣旨のようなので、ぜひ例えば次の計画が出てこなくても、この形、①の一番最初の署名のことは了解しました。ぜひ、そういう形で進めていただきたいと思うんですが、それ以外のところも、全部が全部ということには、なかなかすぐにはならないかもしれないんですけども、この中でもこれとこれはできそうだよとか、これをやりたいねというのが今現在で思

い描けるものがありましたら、ぜひ進めていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、②の方なんですけれども、最初のうちわのことについては、お祭りの時のというのが前置詞であったんですけど、お祭りをしなくても、うちわそのものは作って住民の皆さんに使っていただければ、いろんな意味でコロナ対策とか、熱中症対策だとかできるのかなと思いますので、去年空振りしてしまったようなんですけど、ぜひ今年はそういう形でしていただければうれしいなと思います。

非核宣言だけじゃなくて、議会で満場一致で決まりましたが、日本政府への意見書なんかも今後は加味して検討していただければうれしいなと思いますが、いかがでしょうか。

それと、モニュメントの設置とかのことなんですけれども、宣言が出されて、もう結構時間が経ちますので、やっぱり世の中にそういうものがあるかということがなかなか認識されない。例えば、子どもたちが毎年大きくなる訳ですけど、自分たちが生まれる前のことというのが、なかなか知りにくいというか、あると思うんですね。あるいは、成人された人でも、何十年か経つと、いろんな意味でいろんなことを忘れてしまったりすることがあるので。また他の地域からお客さんが来た時に、この町はこういう町おこし、まちづくりの一つとしてしているんだなというのが、モニュメントとかあると、思い起こされるというか、新たにまた認識できたりしますので、ぜひそこは立派な物をお金をいっぱいかけてというのは、あまり似合わないと思いますので、シャープでありお金をかけずに、また自然災害で二次被害に遭うと困りますので、うんと簡易なものというところとあれなんですけど、上手なものを議論していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 質問いただきました。最初にもお答えしましたように、私は平和な世の中を願う、これは誰もが思うことだというふうに思っております。やっぱり、世の中が平和であるということが、それぞれの人たちにとっても暮らしやすいことでもありますから、そのことについては異論はありませんし、しっかりとそのような行政を進めていくことが私どもに課せられた課題だというふうに思っております。

端的に、うちわの話も出ましたけれども、特に夏祭りのような花火があったり、盆踊りがあったり、踊りの時にうちわを使うような形の中でうちわを配るのであれば、非常に理にかなった配り方かなというふうに思って、昨年度は花火大会と盆踊りと非核の平和行政のうちわをという思いでいた訳であります。それが、なかなかできなかった訳でありまし

て。かといって今の段階でうちわを全世帯に配る、うちわだけを配るとするのは非常に難しきがあるかなというふうに思っておりますので、そういうものでなくても行政の平和の仕組みを伝えることは、何らかの方法でできるんじゃないかなというふうに思っているところでもあります。

その辺のところは、これから少し時間をいただいたりしながら、検討していければというふうに思っております。

モニュメントでありますけれども、やっぱり簡易なといいますか、そんなに気張った物でないというお話もいただきました。確かに、モニュメントというと、どこかにあるような銅像みたいなもの、しっかりした石でできた、しっかりというイメージがありますから、そういうものでないものというようなご意見もいただきましたので、それらにつきましても、できるかどうか検討しながら、果たしてまたどんなものがそういうものとして使えるか。例えば、学校に植えたアオギリといいましたっけ。そういうものが1つの大きなモニュメントなんだというふうにみんなで見えて、その木の成長を見ることによって、そういうものを思い出すようなことも1つのモニュメントではないかなというふうに思っているところでもあります。

これからもまた、平和行政については、平和な社会といいますか、そのことについてはしっかり取り組んで参る所存でありますので、よろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） ①の方で、具体的にこういうふうに幾つか出ささせていただいたんですが、例えばその中でも8月6日と9日に、例えば黙祷をするというのがありますが、それを例えば黙祷にしなくても、3月11日でしたっけ。10周年ということもあつたんですけど、2時40何分でしたっけ。大震災になった時に、防災行政無線でお知らせをしていただきましたよね。そういうことなんかを6日と9日にやることはそんなに難しくなくできるのかなんて思うんですが、いかがでしょうか。

それと、先程うちわのことで、ちょっとちっちゃい話で申し訳ないですけど、全世帯に配れば一番いいんでしょうけど、役場ですとか、限られた所に、ご自由にお持ちくださいということで、置いておくやり方でも十分効果が発揮できるんだと思うんですよね。要するに、俺んち要らねえけど、来ちゃったよ、捨てちゃったよというふうになっちゃうと困りますので、やっぱりある程度、夏祭りの時にあれが800本ぐらいでしたっけ。500本ぐらいでしたっけ。ちょっと本数は忘れましたが、そういう形でたまたまその場所に

行った時に使う分だけのもの。なくなれば、今年の方はなくなったのよで、それはそれでいいのかなと思うんですね。あまりお金をかけずに、手間を掛けずに、いろんな人に知らせることのできる1つのツールだと思いますので、ぜひそういう形での検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 分かりました。その辺につきましても、いろんな方策があろうかと思しますので、しっかり検討しながら進めていければというふうに思っております。お願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号7が終了しました。

以上で、山田邦彦君の質問がすべて終了しました。

これもちまして、一般質問を終了といたします。



○字句等整理委任の件

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、令和3年第2回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長挨拶

◇議長（中野喜久勇君） ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 令和3年甘楽町議会第2回定例会の閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました、議案の9件、報告の5件につきましては、十分にご審議を賜りました結果、すべて原案のとおりご議決、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。

した。心から厚く御礼を申し上げます。

先ほどの一般質問をはじめ、ご審議の過程でお寄せいただきました貴重なご意見そしてご提言は十分念頭において今後の町政執行に当たる所存でありますので、これからも特段のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、開催に向けての準備が進められているようであります。

7月23日がオリンピックの開会式ということですので、あと40日ほどでスポーツの祭典の幕開けとなるわけですが、変異株による感染症も拡大しつつある状況での開催は非常に困難があるのではないかと考えております。

町といたしましても、ニカラグアのホストタウンとしての交流事業の準備を進めてきましたけれども、国が示すガイドラインでは選手のみなさんと交流することができないことから、断念せざるを得ない状況になりました。応援するホストタウンとしての交流ができないことは非常に残念ではありますが、今後もできる範囲内での交流を続けていきたいと考えております。

ご承知のとおり町では現在、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種に力を注いでおります。65歳以上の方の予約を開始し一時混乱が生じたものの、今では落ち着いた状態で受付ができているものと考えております。1回目の接種そして2回目の接種と順調に進んでおりますので、次の段階の接種対象者である基礎疾患をお持ちの方や高齢者施設従事者の方への接種もスムーズに入っていけるものと考えております。

さて、先ほどのニュースで、ようやく関東も梅雨入りしたという報道がありました。例年より遅い梅雨入りだということでもありますけれども、ぜひとも暑い夏場を乗り切ることができる、梅雨らしい継続した雨が降ることを期待したいと考えております。

議員の皆様におかれましては、暑さに向かうこの時期、健康にくれぐれもご留意をいただき、甘楽町発展のためにますますご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日は傍聴をいただきました。感謝を申し上げます。今後も議会、町政に関心を高めていただきますことをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

本日はありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（中野喜久勇君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月8日に開会されました本定例会も、上程された全ての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました茂原町長をはじめ、執行各位に深く感謝を申し上げます。

また、本日は長時間にわたり傍聴いただき、誠にありがとうございました。傍聴いただいた、ご感想はいかがだったでしょうか。

私ども議会は信頼される議会、開かれた議会を目指し、町当局、町民の皆様と力を合わせ、甘楽町の発展のために、全力で町政の課題に取り組んでいきたいと思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症対策として、群馬県内にも昨日まで蔓延防止等重点措置が適用されておりましたが、解除され、6月20日までは警戒レベル4として継続するということが、なお自粛が求められております。今後は、ワクチン接種の進展とともに収束に向かうことを議員一同、切に願っております。

今後も町民の代表である議会議員として、様々な問題や課題に積極的に取り組み、町の将来像を執行と一丸となって描いていきたいと思っております。

執行当局には、住民が安全で安心して暮らせる町づくりのため、より一層のご尽力をお願い申し上げます。

結びに、今定例会を傍聴いただきました皆様をはじめ、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康に充分ご留意のうえ、益々ご活躍されますことを心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、令和3年第2回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時14分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 中 野 喜 久 勇

署名議員 堀 口 博

署名議員 白 石 豊 樹